

項番	会員区分等	対象計画／ページ	意見・質問等	本機関回答
1	小売電気事業者グループ	防災業務計画／14ページ 第3章 災害応急対策及び災害復旧 第1節 災害発生時の対応 2. 災害発生時の情報収集等 (2) 会員による情報収集・周知等	<p>*****</p> <p>第3章 災害応急対策及び災害復旧 第1節 災害発生時の対応 2. 災害発生時の情報収集等 (2) 会員による情報収集・周知等</p> <p>会員は、災害の発生後、被災情報を収集し、電気の供給先に対して、適切に情報の周知を行う。 また、会員は、本機関から前号に定める情報提供を求められた場合には、速やかにこれに応じるとともに、電力設備の復旧状況等の必要な情報を共有する。</p> <p>*****</p> <p>会員による情報収集・周知等に関し、上記のように記載されています。 具体的には、新電力は停電情報等を収集し、需要家に提供することを定めていると認識しましたが、新電力は停電情報等を収集する術が乏しく、現在、新電力のお客さまと一般電気事業者とで締結している協定書や覚書等において、停電情報等はお客さまと一般電気事業者で直接やり取りすることになってます。停電情報等を直接収集できる立場にあるのは一般電気事業者(送配電部門)であることを踏まえ、停電情報等のお客さまへの周知は一般電気事業者(送配電部門)の責務とするなど、適切な役割分担をご検討いただきたいと思います。 また、制度設計WGにおいて、停電情報等は小売事業者が情報提供を行うことが適当ではないかとの議論もあります。 新電力としても、お客さまの問い合わせに対応する一定の責務はあるため、停電情報等をできるだけ速やかに把握するニーズがあり、OCCTOが収集した停電情報等を必要な会員に提供する、一般電気事業者(送配電部門)が新電力に停電情報等を速やかに提供する、などのルール作りをご検討いただき、実効性の高い内容としていただきたいと思います。</p>	<p>ご指摘いただいた部分は、会員が維持または運用する発電設備が被災した場合に、供給先である小売事業者等に対し、適切に情報連携していただくことを主に念頭において記載したものです。 一方、国の制度設計WGでの議論を踏まえれば、電力の小売を行う会員においても、今後制定される国のガイドライン等に基づき、需要家への適切な対応を行っていただく必要があると考えています。 本機関及び一般電気事業者においては、それぞれの防災業務計画に基づき災害時の広報を行うこととしており、災害時は、テレビ・ラジオ等のメディアおよびインターネット等を通じて停電等に関する情報提供が行われます。必要な会員は、こうした情報を利用して顧客対応を行っていただくことになると想定しています。</p> <p>以上のことから、原案どおりとさせていただきたいと存じます。</p>
2		防災業務計画／P14 第3章 災害応急対策及び災害復旧 第1節 災害発生時の対応 2. 災害発生時の情報収集等 (2) 会員による情報収集・周知等	<p>「会員は、災害の発生後、被災情報を収集し、電気の供給先に対して、適切に情報の周知を行う。」とあるが、新電力(会員)がお客さま(電気の供給先)に周知する被災情報とは電力系統の被災情報(=停電情報)が中心となると考えられる。ただ、お客さまと一般電気事業者とで締結している協定書や覚書等では、停電情報はお客さまと一般電気事業者で直接やり取りすることになっているのが実態で、新電力は停電情報の入手手段が限定的である。そのため、このような一般電気事業者と新電力の役割の違いも踏まえ、変更案の表現になっていることを確認したい。</p>	<p>同上</p>

項番	会員区分等	対象計画／ページ	意見・質問等	本機関回答
3	一般電気事業者グループ	防災業務計画／16ページ 第3章 災害応急対策及び災害復旧 第1節 災害発生時の対応 4. 会員の災害対応 (2)一般電気事業者たる会員の対応	<p>■被災時の情報収集範囲の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災情報報告は、電力会社ではなく各会員が広域機関に行うことが原則。 	<p>14ページ「本機関による情報収集等」において、本機関は、必要に応じて会員に対し被災状況等の報告を求めることを記載しておりますので、ご意見に沿った内容になっていると考えております。</p>
4		防災業務計画／16ページ 第3章 災害応急対策及び災害復旧 第1節 災害発生時の対応 4. 会員の災害対応 (2)一般電気事業者たる会員の対応	<p>■復旧計画の策定範囲の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 復旧計画の策定、報告は、各会員が広域機関に行うことが原則。 南海トラフ級の大規模災害時には、連携復旧に関して、エリア会員と協議し、送配電設備の復旧計画を策定するが、他社設備の復旧計画まで策定する情報や人的・時間的な余裕及び他社設備に関する責任も有していないため対応不可(広域機関の問合せ等にも対応できない)。 	<p>17ページ「一般電気事業者たる会員を除く会員の対応」において、一般電気事業者を除く会員が、復旧計画を自ら策定すること、それを一般電気事業者が取りまとめ本機関に報告することを記載しておりますので、ご意見に沿った内容になっているものと考えております。</p> <p>なお、上記の取りまとめ対象は、比較的大規模な被災発電設備の復旧スケジュール等であり、一般電気事業者の能力を超えるような要請は意図しておりませんのでご理解をお願いします。</p>
5		防災業務計画／16ページ 第3章 災害応急対策及び災害復旧 第1節 災害発生時の対応 4. 会員の災害対応 (2)一般電気事業者たる会員の対応	<p>■復旧計画に対する広域機関の位置付け明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 復旧計画に対し広域機関が意見できる前提条件を「連携復旧がより速やかに行われると認められるとき」と明確化し、無用な混乱を避ける。 	<p>16ページ「一般電気事業者たる会員の対応」に「供給支障の復旧業務に支障がない範囲において」との記載があるとおり、災害時における各会員の状況に配慮して運用してまいる所存ですので、ご理解をお願いします。原案通りとさせていただきます。</p>
6		防災業務計画／16ページ 第3章 災害応急対策及び災害復旧 第1節 災害発生時の対応 4. 会員の災害対応 (2)一般電気事業者たる会員の対応	<p>■一般電気事業者たる会員を除く会員の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般電気事業者たる会員が、一般電気事業者たる会員を除く会員から電力設備の復旧スケジュール等を記載した計画の案の提出を受けるが、その一般電気事業者たる会員を除く会員の対象が不明確のため、明確化していただきたい。 	<p>12ページ「防災連絡会」の場合など、今後の運用断面において整理していく予定です。</p>
7		国民の保護に対する業務計画/全般	<p>■広域機関の位置付け明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃事態等においては、国や自治体の命令・要請に基づき当社に対応するため、国や自治体と広域機関との関係(広域機関の位置付け)の明確化、命令等のルート整理をお願いしたい。 	<p>本機関は、緊急時に電力需給のひっ迫等の事態が生じたときに、法に基づき必要な指示等を行うこと等を任務とする経済産業大臣の認可法人であり、国から管理、監督及び指導を受ける立場です。</p> <p>武力攻撃事態等における連絡ルート、連絡先につきましては、本計画に基づき、今後実務的に会員の皆さまと調整させていただきます。</p>
8		国民の保護に対する業務計画/全般	<p>■会員の自主性尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定公共機関である当社は、自社の「国民保護計画」を定め「国や自治体の命令・要請に基づき、自主的に判断し措置を講じる」としている。広域機関でも会員の自主性を損なわないよう運用いただきたい。 	<p>ご要望として承りました。本計画の運用にあたっては、会員の皆さまと必要に応じ協議させていただきます。</p>

項番	会員区分等	対象計画／ページ	意見・質問等	本機関回答
9		国民の保護に対する業務計画／全般	<p>■武力攻撃事態等発生時における対応可否の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画で定める会員の対応は、「防災業務計画」と同じ内容であるが、大規模被災時と同様の対応は武力攻撃事態等発生時は難しいのではないか。対応可否について検証いただきたい。 	<p>武力攻撃事態等によって需給ひっ迫等の事態が生じたときは、大規模災害時と同様の対応が必要との考え方に基づき本修正を行うものでございましてご理解をお願いします。運用面の課題については、会員や主務官庁等関係機関の皆さまと今後必要に応じ協議させていただきます。</p>
10	一般電気事業者グループ	防災業務計画／7ページ 第2章 災害予防 第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項 1. 水害対策 (1)水力発電設備	<p>【第2編 一般防災業務計画 第2章 災害予防 第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項】</p> <p>「1. 水害対策 (1)水力発電設備」の書き出しについて、他の設備の記載と同様に、「水力発電設備については、」に見直す。</p>	<p>ご指摘のとおり、「水力発電設備については」を文頭に挿入します。</p>
11		防災業務計画／7ページ 第2章 災害予防 第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項 1. 水害対策 (2)送電設備	<p>【第2編 一般防災業務計画 第2章 災害予防 第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項】</p> <p>「1. 水害対策 (2)送電設備」について、「水害による土砂崩れ、洗掘等が起こるおそれのある地点における設置を回避」することは現実的に難しいため、「設置を回避するなどの対策」に見直す。</p> <p>※現行に戻す。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「回避し」を、「回避する等」に変更します。</p>
12		防災業務計画／7ページ 第2章 災害予防 第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項 2. 風害対策	<p>【第2編 一般防災業務計画 第2章 災害予防 第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項】</p> <p>「2. 風害対策」について、「経年劣化等によって既設設備に弱体箇所」という表現は、風害対策と直接関係しないため、「既設設備については、必要に応じて補強を行う」に見直す。</p>	<p>「経年劣化」は、弱体箇所が生じる一例として示したものでありますので、ご理解をお願いします。原案どおりとさせていただきます。</p>
13		防災業務計画／16ページ 第3章 災害応急対策及び災害復旧 第1節 災害発生時の対応 4. 会員の災害対応 (1)一般電気事業者たる会員の対応 ③一般電気事業者たる会員の義務	<p>【第2編 一般防災業務計画 第3章 災害応急対策及び災害復旧 第1節 災害発生時の対応】</p> <p>「4. 会員の災害対応 (1) ③一般電気事業者たる会員の義務」について、「本機関より指示又は要請があったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかにこれに応ずる」とあるが、本機関と会員間との連携が重要であるため、「誠意をもって協議し対応する」に見直す。</p>	<p>会員の皆さまとの連携が重要とのご指摘はそのとおりであり、本機関としても誠実な対応を心掛けてまいります。ご提案いただいた内容は緊急時等において必ずしもすぐわかないケースも考えられます。原案どおりとさせていただきます。</p>

項番	会員区分等	対象計画／ページ	意見・質問等	本機関回答
14	一般電気事業者グループ	防災業務計画／17ページ 第3章 災害応急対策及び災害復旧 第1節 災害発生時の対応 4. 会員の災害対応 (2)一般電気事業者たる会員を除く会員の対応 ①電力設備が被災し、供給支障が発生している場合	【第2編 一般防災業務計画 第3章 災害応急対策及び災害復旧 第1節 災害発生時の対応】 「4. 会員の災害対応 (2) ①電力設備が被災し、供給支障が発生している場合」について、「当該設備の設置場所を供給区域とする一般電気事業者たる会員に報告する」とあるが、特に復旧に3日以上を要することが見込まれる場合に、本機関にも報告が必要と思われるため、報告先については、「本機関および当該設備の設置場所を供給区域とする一般電気事業者たる会員に報告する」に見直す。	No. 4に同じ
15		防災業務計画／18ページ 第3章 災害応急対策及び災害復旧 第3節 要員の確保 2. 会員の要員の確保	【第2編 一般防災業務計画 第3章 災害応急対策及び災害復旧 第3節 要員の確保】 「2. 会員の要員の確保」について、「対応態勢の発令後速やかに、対応責任者をはじめとする要員を確保する」とあるが、警戒、非常態勢とあるなかで、まずは初動対応として連絡体制を確立することが重要なため、「対応態勢の発令後速やかに連絡体制を確立し、必要に応じて対応責任者をはじめとする要員を確保する」に見直す。	原案の「要員の確保」に、連絡体制の確立も含まれると認識しております。原案通りとさせていただきます。
16		防災業務計画／23ページ 別紙3	【別紙3 広域災害情報報告書】 表下に記載の「注2」に該当する項目が表中にないため「削除」とともに、注1は「第2編 第2章 第6節1. に基づき報告した電力設備(送電線・変電所は上位2電圧)を対象とします。」に見直す。	ご指摘を踏まえ、注2を削除します。